

家畜衛生だより



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

ゴールデンウィークも、 引き続き防疫対策の強化を！

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、昨年11月25日以降、9県10事例が確認されていますが、4月に入っても国内の野鳥における本病ウイルスの検出事例が散見されており、依然として警戒が必要です。引き続き、家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、防疫対策の徹底をお願いします。

●高病原性鳥インフルエンザに関する情報(発生状況等)
「高病原性鳥インフルエンザに関する情報農林水産省」で検索！
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



ウイルスの侵入を防ぐため、下記事項の徹底を！

1 海外渡航の自粛と畜産物の持ち込み禁止

高病原性鳥インフルエンザの発生地域や非清浄地域への渡航は自粛しましょう。これらの地域から外国人技能実習生を受け入れている場合、携帯品や国際郵便による畜産物の持ち込み禁止の周知を徹底してください。

2 農場内へ部外者をいれない、不要なものは持ち込まない



3 立入者の衣服交換、手指消毒の徹底

衛生管理区域に入る人は、専用衣服と長くつを着用し、手指消毒を徹底しましょう。

4 野生動物侵入防止のため防鳥ネットの設置

5 消毒薬の適正使用

適正な濃度の消毒薬の使用を！
踏み込み消毒槽は、汚れた時だけでなく1日に1回は必ず交換しましょう。



6 毎日の健康観察→早期発見、早期通報

異常を認めたら、ただちに下記まで通報してください！

令和6年度定期報告書未提出の方へ

定期報告書の提出をお願いします！

まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、以下の提出期限までに御提出をお願いします。
【提出期限】鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう 6月15日まで

鶏の様子がおかしいな？と思ったら中央家畜保健衛生所まで

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090

鳥インフルエンザの臨床症状(例)



チアノーゼ



同一ケージ内での死亡



脚部皮下の出血

死亡率の急激な上昇(通常の2倍以上、まとめて5羽以上死亡など)や、鳥インフルエンザを疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所へ通報してください。

来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



- ・国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)
- ・海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。

・海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
・日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則(3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合は5,000万円以下)の罰金等)の対象になります。
・悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
・違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
・輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫



植物防疫

【毎週報告】7項目の点検、消毒のチェック、 死亡羽数の報告を！

発生リスクが高まっています！昨シーズンを思い出してください！

下記項目を毎週確認・再徹底してください！

高病原性鳥インフルエンザを発生させないための基本の対策です。

死亡羽数の報告に合わせて、家畜保健衛生所に報告をお願いします！

年月日 令和 年 月 日

市町村 生産者名

◎7項目の点検◎

- 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ねずみ及び害虫の駆除



◎消毒のチェック◎

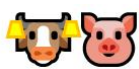
- 消石灰散布（農場入口に石灰帯を作成）
- 踏み込み消毒槽点検（定期的に交換、補充）
- 整理・清掃（畜舎周囲の不要品の片づけ・除草）

☝ 確認済項目にチェック✓を記入してください

★FAXもしくはTELでご連絡ください。

提出&お問合せ先は、中央家畜保健衛生所

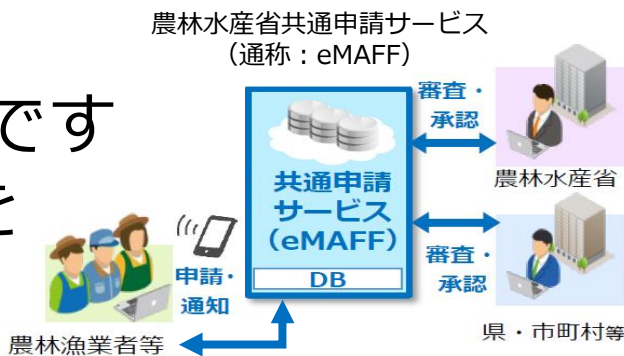
TEL043-250-4141 FAX043-286-0090



定期の報告等(※)の手続きが電子化されます

電子化に伴い
eMAFF IDの取得が必要です
eMAFF ID取得の手続きを
お願いいたします

[eMAFF ID取得の流れは裏面又は右のQRコードへ]



電子化によるメリット

- ◆ **インターネット環境があればどこからでも提出できるようになります**
インターネットに接続できる端末（パソコン、スマホ等）があれば自宅や農場から提出ができ、市役所や家保等の窓口への提出や郵送が不要になります。
オフライン環境でも報告書の作成ができます。
※これまでどおり紙での報告も受け付けます。
- ◆ **過去の履歴を引用して報告書の作成ができるようになります**
電子化後は提出されたデータが保存されるようになるので、履歴を引用することで報告書の入力や書類添付の手間が省けます。
- ◆ **報告したデータに基づき、それぞれの農場にあった飼養衛生管理等の指導が受けられるようになります**

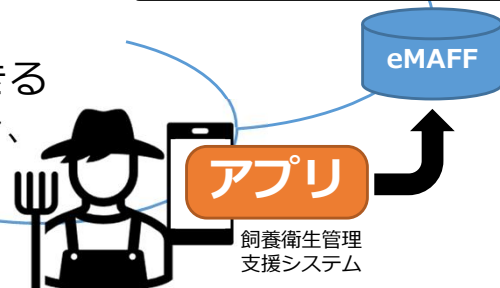
スマホ向け

手続きの電子化にあたってアプリ開発も行っています

アプリを利用すると

- 飼養衛生管理基準をチェックする際に、写真や図、説明文 わかりやすい 参照できる
- 前回の報告結果と今回の報告結果が比較でき、遵守状況の変化が目に見える

R6.4月から開始予定



(※)令和6年度から電子化される手続きは

- 令和7年2月の**定期の報告**（全家畜の所有者）のほかに
- ・令和6年10月から**家きんの一斉点検**（家きんの所有者）
- ・令和7年5月から**豚等の一斉点検**（豚等の所有者）等が対象になります

「gBizID エントリー」の取得

eMAFFでは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システム「gBizID」の登録が必要です。
※gBizIDアカウントは、無料でご登録いただけます。

詳しい取得方法は、以下のeMAFFポータルをご覧ください。
eMAFFポータル：<https://e.maff.go.jp>

「eMAFF プライム」の取得

gBizで
本人確認
する場合

- ◆ 法人は法務省が発行する印鑑証明書、個人事業主は市町村が発行する印鑑登録証明書の提出を行うと、gBizID エントリーからgBizID プライムに昇格します。
- ◆ gBizID プライムでeMAFFにログインします。eMAFFポータル画面右上にある「ログイン」からgBizID（メールアドレス）とパスワードを入力すると、eMAFF プライム（eMAFF ID）が自動生成されます。

eMAFFで
本人確認
する場合
(※個人事業主
に限ります)

- ◆ eMAFFポータル画面右上にある「ログイン」からgBizID（メールアドレス）とパスワードを入力すると、本人確認が必要なeMAFF エントリーが自動生成されます。
- ◆ 本人確認は、
 - ・マイナンバーカードを用いてオンラインで行う方法
 - ・審査機関（国、自治体、地域農業再生協議会等）を訪問し、本人確認証明書を提示して対面で本人確認を行う方法があります。※本人確認の審査完了までに最大で1週間程度かかることがあります。
本人確認後、eMAFF プライムに昇格します。

eMAFFを利用する場合、利用規約に同意していただく必要があります（初回ログイン時）。

eMAFFを利用してオンライン申請

各制度のマニュアル等を参照の上、オンライン申請を行ってください。
マニュアル：<https://e.maff.go.jp/Manual>
Wiki：<https://e.maff.go.jp/Wiki>

お問い合わせ

Webフォーム：<https://e.maff.go.jp/Inquiry>
TEL：0570-550-410(ナビダイヤル)
平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

